

11. 8. 15  
1915

労働組合

大正十二年八月七日

大阪府

株式会社川北電機製作所全福工場ニ於テ職工

労働條件

煽風機製作職工三十七名ハ請負甲俵引下ニテ平ヲ抱キ急業  
中ナルハ既報ノ要其申百三十名ハ去ル四日連署ヲ以テ代表者五名  
ヲ選ビ左記要本書ヲ提出ス

一、請負制度ノ全廢

二、請負歩率千四割ヲ存シニ線入レシメシ

三、残業撤廢 但シ已ハリ得サル場合ハ最大限七時卅分迄トス

歩率ハ四十五分ヲ以テ一步五厘トス

元ノ海地ノ人日收ニ影響甚大ニシ若シ能カ及ハズニテ減収ヲ見ルハ  
在ハ更ニ其ノ慮スルニシテ總額ノ元々其後減収ニシテ其ノ協成ノ統  
果清及別及元如故ニシテ社ハ過当ノ労働ヲ促シタルニナリト稱シ  
一昨廿五日代表者前制分撤廢方ヲ存合表例ノ上總額減収  
(七月三十日報)  
因ニ存立場ハ右降機撤廢労働組合總額減収ノ部全員二百  
名アリ